

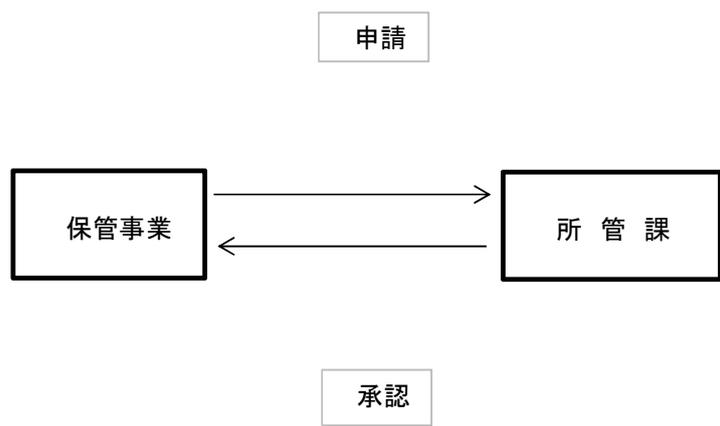
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 58

処 分 名	譲渡し及び譲受けの承認	
処 分 の 概 要	PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを承認する。	
根 拠 法 令 名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法(平成13年法律第65号)	
条 項	第11条	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準		
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法施行規則第8条第1号、第2号、第5号、第6号の内容に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法</p> <p>第11条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る特別措置法施行規則</p> <p>第8条 法第11条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>1 地方公共団体に譲り渡す場合 2 地方公共団体が譲り受ける場合 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であつて、次に掲げる場合</p> <p>イ 都道府県知事が認めた場合 ロ 日本環境安全事業株式会社に譲り渡す場合 ハ 日本環境安全事業株式会社が譲り受ける場合</p> <p>6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が確実かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなつたと都道府県知事が認めた場合であつて、次に掲げる場合</p> <p>イ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡す場合 ロ 当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者が譲り受ける場合</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。